

「東日本大震災」の復旧・復興に関する第二次要望

－原子力発電所事故に関する要望－

平成23年4月26日
日本商工会議所

大震災後、1か月半が経過し、この間、政府は懸命な復旧活動に取り組まれている。しかし、原発事故による被害は現在も継続し、拡大し続けている。避難している住民の苦境はもとより、地域の事業者は事業継続の瀬戸際に立たされており、地域は未だ復旧のスタートラインにさえ立つことができない。

まず、原子力発電所事故の早期収束が求められることは言うまでもないが、苦境に立つ事業者等への損害賠償をはじめ、支援策の迅速な実行が求められる。

ついては、当所が3月末にとりまとめた『「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望』に加え、下記事項を要望するものであるので、政府、東京電力におかれては、その実現に向けて、全力で取り組んでいただきたい。

記

1. 原子力発電所事故の損害賠償に関する迅速な対応

(1) 被害を受けた事業者、住民に速やかな損害賠償を

被害を受けた事業者、住民に対し、速やかに損害賠償が行われることが重要である。事業者や住民が、先行きの見通しを立てるためには、範囲、内容はもとより、手続きやスケジュールなどを含めた損害賠償の全体像が早急に示される必要がある。

また、政府および東京電力は、速やかに損害賠償請求に関する受付・相談窓口を設置し、周知していくことが重要である。

あわせて、損害賠償額の確定までには時間を要すると考えられることから、賠償額の確定前に仮払いを実施するよう強く求める。

(2) 警戒区域等に限定せず損害賠償を

今回の原発事故は、警戒区域等のもとより周辺の地域でも、直接的な被害をもたらしている。また風評被害の影響はより広範に生じている。そのため、損害賠償の対象となる地域については、警戒区域等に限定されるべきではない。

(注)「警戒区域等」とは、「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」およびその他の30キロ圏内の地域を指す。

(3) 被害の実態を踏まえた対応を

風評被害を含め、事業者が受けている被害の実態は深刻かつ多種多様である。こうした被害の実態を踏まえた判定指針を策定するために、商工会議所を含めた地域の団体に積極的に意見を聞くことが重要である。

2. 原子力発電所事故に関する住民・国内・国外への適切な情報提供

(1) 放射線監視の拡充・強化を

放射線汚染の状況は、極めて重要な情報であり、放射線量の測定については、国がきめ細かく、迅速に実施し、国民に分かりやすく情報を伝えることが重要である。

(2) 住民や事業者の立場に立った区域の設定と十分な説明を

屋内退避区域については、住民や事業者に自主的な判断を求めるグレーゾーンであるため、復旧活動をはじめ、生活や経済活動に大きな混乱を生じさせた。新たに設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域についても、住民や事業者に対する設定の理由や講じられる措置の説明が不十分であり、混乱が生じている。このような混乱を踏まえ、政府指示による区域の設定にあたっては、機械的な線引き（同心円）ではなく、科学的な数値等の根拠をもって、きめ細かく設定、または見直しされるべきである。あわせて、住民や事業者に対し、設定の理由や区域内で講じられる措置について、わかりやすく丁寧に且つ迅速に説明を行い、理解を得ることを強く求める。

(3) 国内外の過剰な反応や不当な措置への積極的対応を

国内外で放射能汚染に対する過剰な反応や不当な措置が生じている。政府は国内はもとより国際社会の不安を払しょくし、風評被害の拡大を防ぐため、正確でわかりやすく、きめ細かな情報発信に一層努めることが不可欠である。海外諸国に対しては、英語・中国語・韓国語をはじめとする多言語での情報を直接提供することが重要である。また、各国に対し、過剰に反応して不当な輸入禁止等の措置を行うことのないよう、引き続き強く申し入れる必要がある。

(4) 放射線検査機関の拡充を

全国の事業者が放射能検査を受けられるよう、民間の関係機関・大学等を活用した検査体制の整備に向けて、国として積極的な支援・助成を進めることが重要である。

以上